

検査又は調査の結果(令和5年度)

九州産業保安監督部

検査年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 (「不適」:鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)
1 5月10日～11日	赤石	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	保安規程に定める点検・測定等の記録に関して指導した。
2 5月23日～24日	姫戸	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」、「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」及び「集積場の保守管理状況」について立入検査を行った。	不適	①保安規程の変更届出について指導した。 ②ベルトコンベアの巻き込まれ防止について指導した。 ③選鉱場の通路の転落防止設備について指導した。 ④採掘切羽の転落石について指導した。 ⑤捨石集積場の安全性について指導した。
3 5月24日～25日	白石肥後	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」、「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」及び「集積場の保守管理状況」について立入検査を行った。	不適	①保安規程の記載内容について指導した。 ②捨石集積場の安全性について指導した。
4 6月15日～16日	雄ヶ原	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	①保安規程の記載内容について指導した。 ②採掘区域の残土集積について指導した。 ③採掘区域の転落防止措置について指導した。
5 6月20日～21日	白野江	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	①作業監督者の選解任届出について指導した。 ②特定施設の届出について指導した。
6 7月19日～21日	新大分	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	①鉱山の管理区域について指導した。 ②回転部に巻き込まれ防止対策について指導した。 ③選鉱場の通路の転落防止設備について指導した。 ④碎鉱場の警標について指導した。 ⑤保安規程に定める記録について指導した。 ⑥防塵マスクフィルターの管理について指導した。

注1)操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」:鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」:鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」:鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2)結果の区分は、次のとおり。

「不適」:鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」:「不適」以外の検査等の結果

検査又は調査の結果(令和5年度)

九州産業保安監督部

検査年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 (「不適」:鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)
7 7月24日～25日	大淀河畔	石油・天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	適	なし
8 7月25日～26日	宮崎	石油・天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	①受電設備の点検結果について指導した。 ②受電設備の点検記録について指導した。 ③パイプラインの点検記録について指導した。 ④点検通路の安全性について指導した。 ⑤標識の掲示について指導した。
9 8月22日～23日	菱刈	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「運搬装置(ベルトコンベア)による災害」について立入検査を実施した。	不適	発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
10 10月11日～12日	青島	石油・天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	適	なし
11 10月12日～13日	北郷	石油・天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	①保安規程の記載内容について指導した。 ②保安教育の記録について指導した。 ③通路の安全性について指導した。
12 10月31～11月1日	喜久	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「墜落による災害」について立入検査を実施した。	不適	発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。

注1)操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」:鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」:鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」:鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2)結果の区分は、次のとおり。

「不適」:鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」「不適」以外の検査等の結果

検査又は調査の結果(令和5年度)

九州産業保安監督部

検査年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 (「不適」:鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)
13 10月31～11月1日	楨峰	金属	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「集積場の管理状況」及び「坑廃水の管理状況」について立入検査を行った。	適	なし
14 11月8日～10日	対州	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「集積場の管理状況」及び「坑廃水の管理状況」について立入検査を行った。	適	なし
15 11月9日～10日	対州二本木	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	①現況調査の記録について指導した。 ②保安教育の記録について指導した。 ③保安規程の記載内容の遵守について指導した。 ④車両系鉱山機械の点検記録について指導した。
16 11月13日～14日	赤石	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「火薬類の取り扱い」について立入検査を実施した。	不適	発生した災害について、原因究明及び再発防止対策の実施について指導した。
17 12月4日～5日	船尾	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	①受電設備の点検記録について指導した。 ②測定器の有効期限について指導した。

注1)操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」:鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」:鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」:鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2)結果の区分は、次のとおり。

「不適」:鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」:「不適」以外の検査等の結果

検査又は調査の結果(令和5年度)

九州産業保安監督部

検査年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容 (「不適」:鉱山保安法令の不適合の事項が認められた検査等の結果)
18 12月19日～21日	菱刈	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」、「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」及び「坑廃水処理施設の維持管理状況」について立入検査を行った。	不適	①作業監督者の解任届について指導した。 ②保安規程に定める記録について指導した。 ③車両系鉱山機械の点検記録について指導した。
19 12月25日～26日	春日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、「作業環境粉じんの管理状況」について立入検査を行った。	適	なし
20 1月11日～12日	新関の山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第3項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	①受電設備の点検について指導した。 ②保安規程の記載内容について指導した。 ③通路の安全性について指導した。 ④回転体の防護カバーについて指導した。 ⑤ベルトコンベアの防じんカバーについて指導した。
21 1月17日～19日	入来力オリン	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第4項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」、「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」、「集積場の保守管理状況」、「坑廃水の管理状況」及び「鉱業廃棄物の管理状況」について立入検査を行った。	不適	①現況調査の記録について指導した。 ②保安規程に定める手順書について指導した。 ③標識の掲示について指導した。 ④通路の安全性について指導した。
22 1月23日～25日	新津久見	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第5項に基づき、「現況調査の実施方法等マネジメントシステムの構築状況」及び「鉱山保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているか」について立入検査を行った。	不適	①作業監督者の選解任届出について指導した。 ②通路の安全性について指導した。 ③車両系鉱山機械の点検記録について指導した。 ④保安規程の記載内容について指導した。 ⑤機関車の軌道の安全性について指導した。 ⑥坑道の立入禁止措置について指導した。 ⑦回転体の防護カバーについて指導した。

注1)操業状態の区分は、次のとおり。

「稼行」:鉱業法に基づき鉱業が行われているもの

「休止」:鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの

「廃止」:鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2)結果の区分は、次のとおり。

「不適」:鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果

「適」「不適」以外の検査等の結果